

## 14 各種コード番号表

許可申請書等の作成に当たって必要な各種のコード表を掲載していますので、参照してください。

## 広島県市区町村コード番号表

《平成21年4月1日現在》

市区町村 コード	市 区 町 村	建設事務所(支所)
34101	広島市中区	西部建設事務所
34102	広島市東区	
34103	広島市南区	
34104	広島市西区	
34105	広島市安佐南区	
34106	広島市安佐北区	
34107	広島市安芸区	
34108	広島市佐伯区	
34214	安芸高田市	
34215	江田島市	
34302	安芸郡府中町	
34304	安芸郡海田町	
34307	安芸郡熊野町	
34309	安芸郡坂町	
34211	大竹市	
34213	廿日市市	
34368	山県郡安芸太田町	
34369	山県郡北広島町	
34202	呉市	
34212	東広島市	西部建設事務所東広島支所
34203	竹原市	
34431	豊田郡大崎上崎町	
34204	三原市	東部建設事務所
34205	尾道市	
34462	世羅郡世羅町	
34207	福山市	
34208	府中市	
34545	神石郡神石高原町	
34209	三次市	北部建設事務所
34210	庄原市	

## 専任技術者証明書における建設業の種類・ 有資格区分のコード番号表

### 【一般建設業許可の場合】

		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法 第 7 条 第 2 号	イ (指定学科卒業と実務経験)	1	01
	ロ (実務経験10年以上)	4	02
	ハ (国家資格者及び大臣特認)	7	※

※ P101～103の資格表のうち○と◎のもの

### 【特定建設業許可の場合】

		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)	
法第15条第2号イ(国家資格者)		9	☆	
法第15条 第2号ロ (指導監督的実務 経験)	法第7条 第2号	イ (指定学科卒業と実務経験)	2	01
		ロ (実務経験10年以上)	5	02
		ハ (国家資格者及び大臣特認)	8	★
法第15条第2号ハ (大臣特認)		同号イと同等	3	03
		同号ロと同等	6	04

☆ P109～110の資格表のうち◎のもの      ★ P109～111の資格表のうち○のもの

# 専任技術者（にすることができる）資格・免許等コード番号一覧表

◎：特定建設業(法第15条第2号イ該当)の資格    ○：一般建設業(法第7条第2号ハ該当)の資格    ■：特定建設業指定7業種

根拠法令等	コード	資格区分	建設業の業種																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
実務経験	建設業法	01	法第7条第2号イ該当																													
		02	法第7条第2号ロ該当																													
		03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)																													
		04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)																													
「技術検定」	建設業法	11	◎				◎					◎																				
		1A	◎				◎					◎																				◎
		12	◎				◎						◎																			
		1B	◎				◎						◎																			
		13	◎				◎	◎					◎	◎				◎											◎			◎*1
		1C	◎				◎	◎					◎	◎	◎			◎											◎			◎
		14	◎				◎	◎					◎	◎	◎														◎			◎*1
		1D	◎				◎	◎					◎	◎	◎														◎			◎
		15	◎				◎	◎					◎	◎	◎					◎												
		16	◎				◎	◎					◎	◎	◎																	
		1E	◎				◎	◎					◎	◎	◎																	◎
		20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎				◎*1
		2A	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎				◎
		21	◎																													◎*1
		22	◎				◎																									◎*1
		2B	◎				◎	◎						◎	◎	◎																◎
		23	◎				◎	◎						◎	◎	◎													◎			◎
		27	◎				◎	◎					◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎								
		28	◎									◎																				
		29	◎									◎																				
		30	◎									◎																				
		31	◎																													
32	◎																															
33	◎																															
34	◎																															
37	◎							◎	◎			◎	◎						◎													
38	◎							◎				◎																				
39	◎							◎																								
技術士試験	登録士法	41	◎				◎				◎		◎	◎										◎						◎*2		
		4A	◎				◎				◎		◎	◎										◎						◎		
		42	◎				◎					◎		◎	◎										◎						◎*2	
		4B	◎				◎					◎		◎	◎										◎						◎	
		43	◎				◎																									
		4C	◎				◎																								◎	
		44	◎							◎															◎							
		45	◎																							◎						
		46	◎										◎												◎							
		47	◎										◎																			
		48	◎										◎															◎	◎			
		49	◎																													
		4D	◎																													
		50	◎																													
		51	◎																													
5A	◎																															
52	◎																															
53	◎																															
54	◎																															
電氣工事士法	免状	55									◎																					
		56										◎																				
電氣事業法	免状	58										◎																				
電氣通信事業法	資格者証	59																										◎				
水道法	免状	65																														
消防法	免状	68																											◎			
		69																											◎			

◎: 特定建設業(法第15条第2号イ該当)の資格

○: 一般建設業(法第7条第2号ハ該当)の資格

■: 特定建設業指定7業種

根拠法令等	コード	資格区分	建設業の業種																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鋪	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	71	建築大工										○																			
	64	型枠施工									○																				
	6B	〃 (附則第4条該当)*									○																				
	72	左官										○																			
	57	とび・とび工											○																		
	5B	〃 (附則第4条該当)*											○																		
	73	コンクリート圧送施工																													
	7A	〃 (附則第4条該当)*																													
	66	ウェルポイント施工																													
	6C	〃 (附則第4条該当)*																													
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管											○																		
	75	給排水衛生設備配管											○																		
	76	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工※1											○																		
	70	建築板金「ダクト板金作業」									○																				
	77	タイル張り・タイル張り工											○																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み											○																		
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工												○																	
	80	石工・石材施工・石積み												○																	
	81	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐※1																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)※2																													
	83	工場板金																													
	84	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)※3																													
	85	板金・板金工・打出し板金																													
	86	かわらぶき・スレート施工																													
	87	ガラス施工																													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工※4																													
	89	建築塗装・建築塗装工																													
	90	金属塗装・金属塗装工																													
	91	噴霧塗装																													
	67	路面標示施工																													
	92	畳製作・畳工																													
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																													
	94	熱絶縁工																													
	95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工※1																													
	96	造園																													
	97	防水施工																													
	98	さく井																													
	61	地すべり防止工事(「土工」若しくは「井」について試験合格後要1年実務経験)注3																													
	6A	地すべり防止工事(「土工」について試験合格後要1年実務経験)(附則第4条該当)*																													
	40	基礎ぐい工事																													
	62	建築設備士(「電」若しくは「管」について資格取得後要1年実務経験)																													
	63	計装(「電」若しくは「管」について試験合格後要1年実務経験)注4																													
	60	解体工事																													
	36	基幹技能者 注5																													
	99	その他 注6																													

2級合格者の場合は試験に合格した後3年以上(平成15年度以前の合格者は1年以上)の実務経験が必要

※1 「配管」、「鉄工」、「木工」について、昭和48年改正政令による改正後のものについては選択科目を( )内の選択科目とするものに限られる。

※2 鉄筋工事の有資格者として認められるものは、昭和48年改正政令による改正後の「鉄筋施工」とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

※3 屋根工事業の有資格者として認められるものは、昭和48年改正政令による改正後の「板金」又は「板金工」とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の制限はない。

※4 「塗装」について、昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

注1 特定建設業の許可を有する者は、一般建設業の許可も有する。

注2 特定建設業に係る指定建設業種の専任技術者は○の者又は大臣特認の者に限る。(■の7業種)

注3 「61」には、「平成17年度以前の地すべり防止工事業士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事業士として登録した後土工事業に関し1年以上実務経験を有する者(「と」の有資格者)若しくはさく井工事業に関し1年以上実務経験を有する者(「井」の有資格者)」を含む。

注4 「63」には、「平成17年度以前の一般計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務経験を有する者(「電」の有資格者)若しくは管工事に関し1年以上実務経験を有する者(「管」の有資格者)」を含む。

注5 要件を満たすものとして、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が定める登録基幹技能者講習の種目は、次頁のとおりとする。

注6 「99」に該当するものとしては、「許可を受けようとする建設業に係る建設工事業」に関し、旧実業学校卒業程度検定において指定学科合格後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定において指定学科合格後3年以上実務経験を有する者、「実務経験の緩和により資格を有する者」がある。

★解体工事の経過措置(平成28年6月1日施行)

\* (附則第4条該当) 令和3年3月31日までの間は、既存(施行日時点)のとび・土工工事業の技術者も、解体工事の技術者とみなす。

\*1 既存(施行日時点)の合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

\*2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

# 国土交通大臣が定める登録基幹技能者講習の一覧表

○：一般建設業の資格(法第7条第2号ハ該当)

資格区分	建設業の業種																													
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
登録型枠基幹技能者			○																											
登録建築大工基幹技能者			○																											
登録左官基幹技能者				○																										
登録外壁仕上基幹技能者				○													○	○												
登録橋梁基幹技能者					○						○																			
登録コンクリート圧送基幹技能者					○																									
登録トンネル基幹技能者					○																									
登録機械土工基幹技能者					○																									
登録PC基幹技能者					○						○																			
登録嵩・土工基幹技能者					○																									
登録切断穿孔基幹技能者					○																									
登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																				
登録グラウト基幹技能者					○																									
登録運動施設基幹技能者					○							○											○							
登録基礎工基幹技能者					○																									
登録標識・路面標示基幹技能者					○												○													
登録土工基幹技能者					○																									
登録建築板金基幹技能者						○									○															
登録電気工事基幹技能者							○																○							
登録配管基幹技能者								○																						
登録ダクト基幹技能者								○																						
登録冷凍空調基幹技能者								○																						
登録タイル張り基幹技能者										○																				
登録ALC基幹技能者										○																				
登録鉄筋基幹技能者											○																			
登録圧接基幹技能者											○																			
登録海上起重基幹技能者												○																		
登録硝子工事基幹技能者															○															
登録建設塗装基幹技能者																○														
登録防水基幹技能者																	○													
登録内装仕上基幹技能者																		○												
登録保温保冷基幹技能者																					○									
登録造園基幹技能者																							○							
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									○					
登録消火設備基幹技能者																													○	

※ 上記登録基幹技能者講習の修了証において、実務経験を有する建設業の種類又は主任技術者の要件を満たす者であると認められた建設業の種類に限り、専任技術者になることができる。

記載例

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第            号

氏            名

(生年月日    年    月    日)

実務経験を有する建設業の種類：            工事業

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日            年    月    日

有効期限              年    月    日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称)            印

(登録番号 第        番)